

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定によって、  
次の者を軽油引取税の特約業者に指定した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和三年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

（名 氏 名 ） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 年 月 日
広島通産株式会社	広島市南区宇品西四丁目一番六号	令和三年九月一日